

川口市ペット火葬炉の設置等に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ペット火葬炉の設置者に必要な指導を行うことにより良好な生活環境の確保と、周辺住民等との関係の形成及び維持を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) ペット火葬炉 愛がん用に飼育されていた犬、猫その他の動物の死体を火葬するための施設をいう。
- (2) 設置等の届出 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第6条第1項の規定によるばい煙発生施設の設置及び同法第8条第1項の規定によるばい煙発生施設の変更の届出並びに埼玉県生活環境保全条例（平成13年埼玉県条例第57号）第52条第1項の規定による指定ばい煙発生施設の設置及び同条例第54条第1項の規定による指定ばい煙発生施設の変更の届出（処理能力の拡大その他市長が必要であると認める変更に係る届出に限る。）をいう。
- (3) 設置者 ペット火葬炉を設置しようとする者又は設置若しくは承継した者をいう。
- (4) 事業計画地 ペット火葬炉を設置しようとする土地の区画又は設置した土地の区画をいう。

(設置者の責務)

第3条 設置者は、ペット火葬炉の設置又は管理に関して関係法令を遵守し、炎の露呈や黒煙の排出防止に努めるほか、周辺住民等の良好な生活環境及び安全を損なうことのないよう十分に配慮しなければならない。

2 設置者は、周辺住民等と良好な関係を形成、維持し、相互の理解に努めなければならない。

(事前協議)

第4条 設置者は、ペット火葬炉を設置又は変更しようとするときは、当該ペット火葬炉に係る設置等の届出をする前に市長と協議しなければならない。

- 2 設置者は、前項の規定により協議を行うときはペット火葬炉設置（変更）協議書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する協議書の内容について調査を行うことができる。
- 4 設置者は、市長の要請により前項の調査に立ち会うものとする。

（周辺住民等への周知）

第5条 設置者は、前条第1項の協議が終了したときは、速やかに事業計画地から概ね200メートル以内に存する住宅の世帯主及び学校、保育所、幼稚園、病院、診療所、老人福祉施設、障害者福祉施設その他市長が必要であると認める施設の設置者又は管理者に対して、事業計画について説明会の開催その他適切な方法により周知しなければならない。

- 2 設置者は、前項の規定により周知したときは、周辺住民等への周知報告書（様式第2号）により、市長に報告しなければならない。
- 3 設置者は、設置等の届出をする前に、前項の報告をしなければならない。
- 4 設置者は、設置等の届出をした翌日から設置完了までの間、ペット火葬炉の設置等に関するお知らせ（様式第3号）を事業計画地の外部から見やすい箇所に掲示しなければならない。

附 則

この要綱は、平成28年6月30日から施行する。